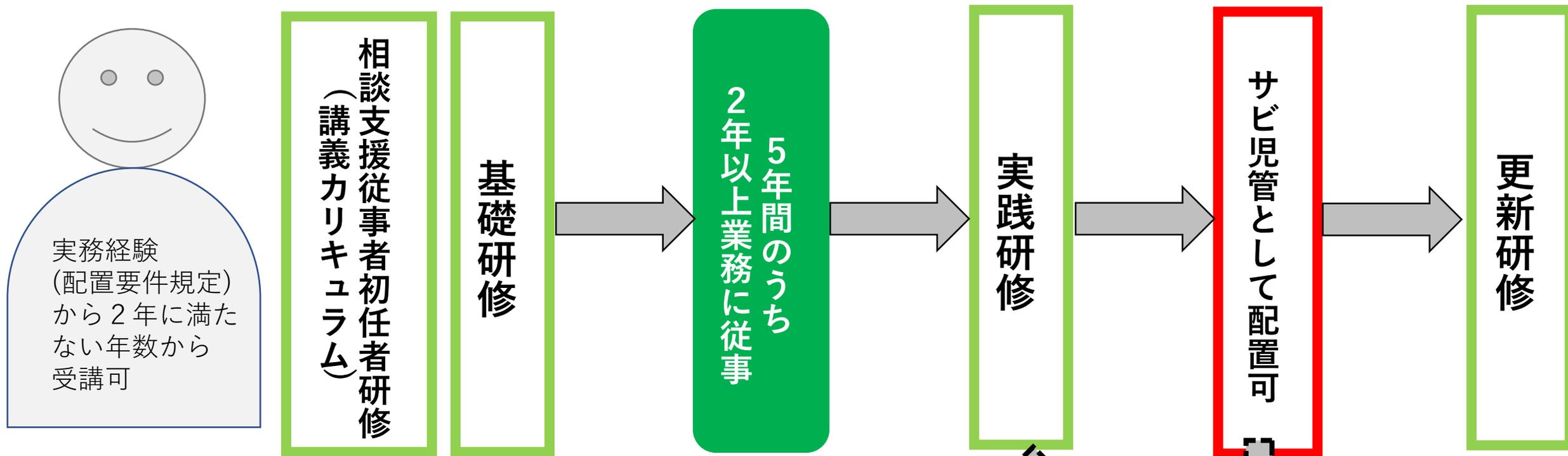


# 1. 研修受講の流れ

5年毎に受講



※実践研修から受講しなおす場合(次の①～③のいずれかに該当する者)

- ①R6.3末までに更新研修を受講しなかった旧研修修了者
- ②実践研修修了後5年以内に更新研修を受講しなかった者
- ③旧研修修了者の方で1回目の更新研修を修了した翌年度から5年以内に更新研修を受講しなかった者  
(以降は1回目の更新研修を起算として、更新研修受講を繰り返す必要があります)

## 2. 基礎研修修了者とは

### 【基礎研修修了者】

- ・ 「相談支援従事者初任者研修(講義カリキュラム)」修了し、かつ  
「サービス管理責任者および児童発達支援管理者基礎研修(講義・演習)」修了した者。

# 3-1. 実践研修について【例外】

## 【受講要件】

下記①～③を全て満たし、研修受講日前までに6か月以上の実務経験がある者。

※ 業務期間は6か月以上であり、かつ業務従事日数が90日以上必要。

※ 産休・育休、療養のための休暇期間等により不在の期間は算入不可。

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。

②障害福祉サービス事業所等における個別支援計画作成の業務の従事。

③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

**※ 届出期限は、原則OJT開始前（遅くともOJT開始後10日以内）。**

# 3-2. 実践研修について【例外】

## 【受講要件①について】

別添「実務経験年数表」参照。

基礎研修受講時点で配置要件規定の年数（赤枠）を

満たしている者。

業務範囲	業務内容等	実務経験年数 (配置要件規定) 2)	基礎研修および講 義カリキュラム対 応*3
A 相談 支援 業務	身体上もしくは精神上的の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	通 算 5 年 以 上	通 算 3 年 以 上
	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業		
	イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター		
	ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設および更生施設、介護老人保健施設および介護医療院、地域包括支援センター		
	エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
	オ 特別支援学校		
	カ 病院、診療所 (ただし、社会福祉主事任用資格、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、Dに掲げる資格を有するもの、Aア～オに掲げる従事者の期間が1年以上のものに限る)		
キ その他これに準ずると都道府県知事が認めたもの			
B 資格あり 支援業務 ※1)	身体上もしくは精神上的の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴・排泄・食事その他の介護を行い、ならびにその者および介護者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、ならびにその訓練等を行うものに対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練または職業教育にかかる業務	通 算 5 年 以 上	通 算 3 年 以 上
	ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院または診療所の病室（療養病床）		
	イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護事業		
	ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
	エ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所		
	オ 特別支援学校		
	カ その他これに準ずると都道府県知事が認めたもの		
C 直接支援業務 (資格なし)	DのA～カに掲げるものであって、社会福祉主事任用資格者等でないもの	通 算 8 年 以 上	通 算 6 年 以 上
D 国家資格者	次の国家資格等による業務に通算3年以上従事している者によるA～C（相談支援・直接支援）の業務 従事期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士または精神保健福祉士	通 算 3 年 以 上	通 算 1 年 以 上

# 3 - 3. 実践研修について【例外】

## 【受講要件②について】

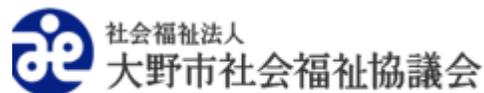
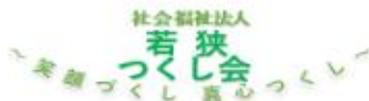
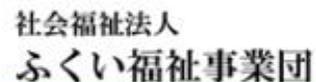
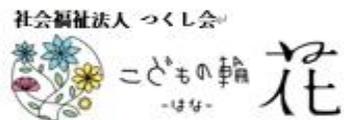
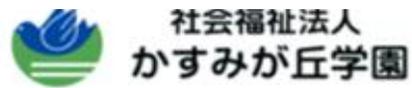
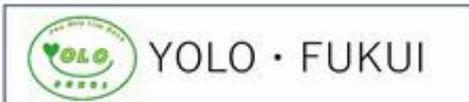
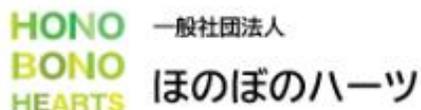
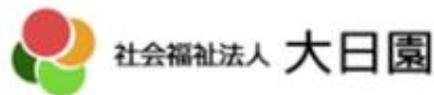
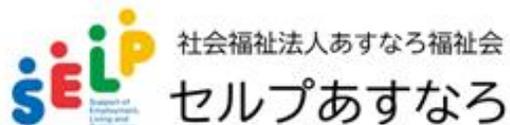
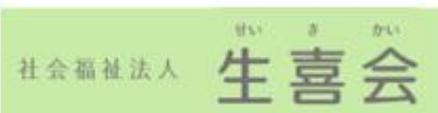
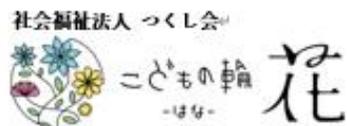
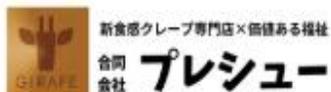
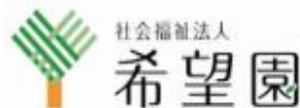
- ・個別支援計画（原案）作成までの一連の業務内容は下記のとおりとし、全ての業務に従事することが必要。

- ☑ 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
- ☑ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
- ☑ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。
  - ※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
- ☑ 上記原案に内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、  
個別支援計画を利用者に交付する。
- ☑ 定期的な個別支援計画の実施状況の把握および利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、  
少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。

- ・個別支援計画（原案）作成をする回数は、**少なくとも概ね10回以上**行うことを基本とする。

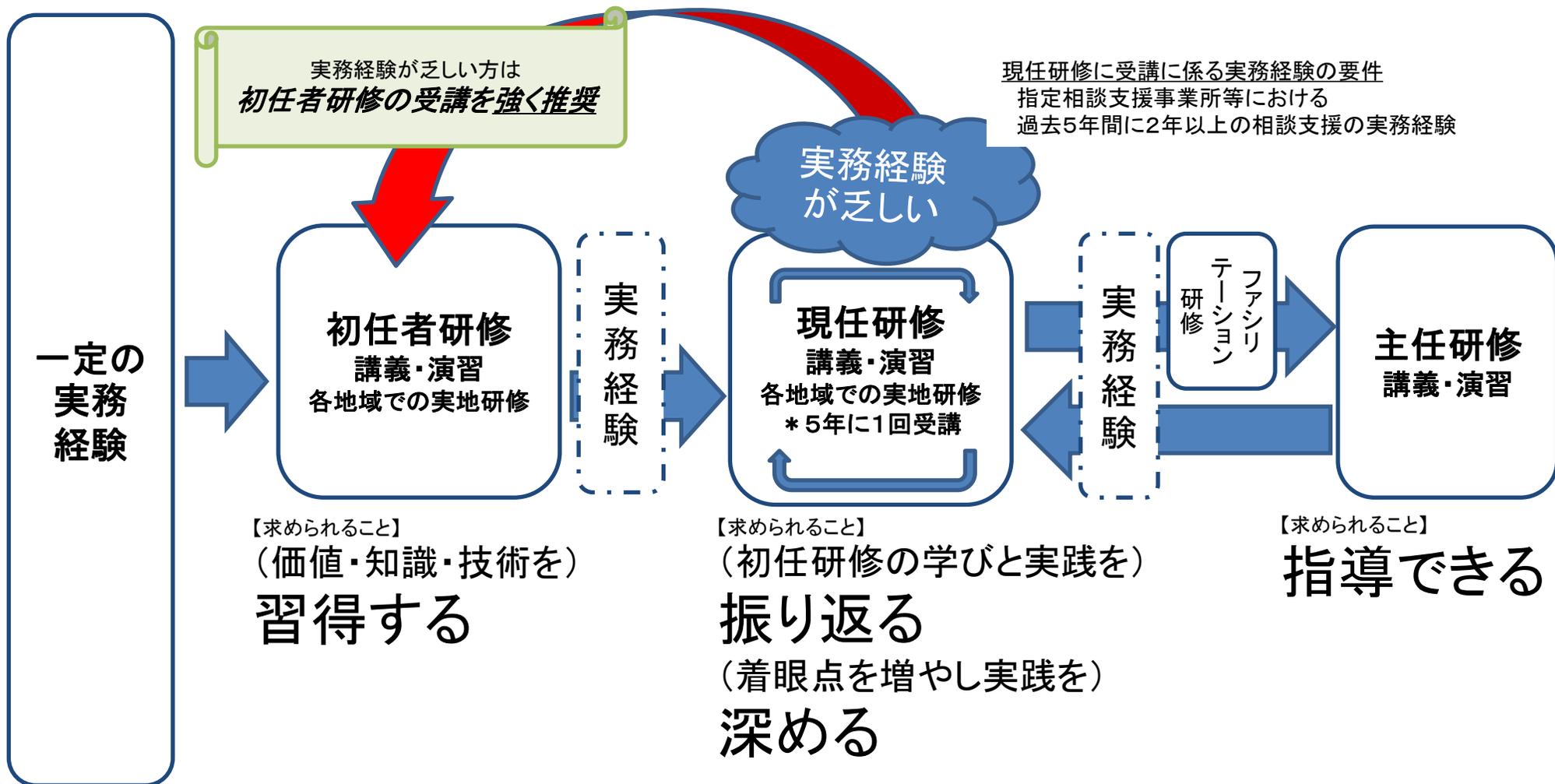
## 0. 協利法人一覧 ※ 五十音順

令和6年度



# 福井県における相談支援従事者モデル (初任→現任→主任)

\* 図中“実践”とは相談支援従事者としての実務を指します。



令和7年度 福井県人材育成事業関連研修年間予定 ※現時点の日程のため変更の可能性あり

分類	研修名	研修日数	実施日	会場	
相談支援専門員に関する研修	相談支援従事者初任研修	講義2日 演習5日	【講義】	指定事業者により実施予定	県内各所
			【演習1】		
	【演習2】				
	【演習3】				
	【実地研修】 研修案内の際別途お知らせします。	—			
相談支援従事者現任研修	講義2日 演習3日	【講義】	指定事業者により実施予定	県内各所	
		【演習1】			
【演習2】					
【演習3】					
【実地研修】 研修案内の際別途お知らせします。	—				
相談支援従事者主任研修	講義・演習 5日	【講義・演習】令和7年秋季	未定		
相談支援専門コース別研修(地域移行)	1日	未定	未定		
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に関する研修	サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者 基礎研修	講義1日 演習2日 (演習はA日程・ B日程いずれか)	【講義】 令和7年9月17日(水) 【演習A日程】 令和7年10月2日(木)～3日(金) 【演習B日程】 令和7年10月16日(木)～17日(金)	オンライン きらめきみなと館 福井県社会福祉センター	
	サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者 実践研修	講義・演習 3日	令和7年12月16日(火)～18日(木)	アイアイ鯖江	
	サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者 更新研修	講義・演習 2日	令和7年6月26日(木)～27日(金) ※ 受講者数によって日程を追加する場合があります。	市民プラザたけふ	
相談支援専門員 サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者 に共通する研修	専門コース別研修 (障害児支援2日・意思決定支援1日・就労支援2日)	講義・演習	未定	未定	
ファシリテーション に関する研修	ファシリテーション研修(基礎)	講義演習1 ～2日間 +実習	【講義演習】令和7年9月1日(月)～2日(火)	福井県社会福祉センター	
強度行動障害研修	強度行動障害 支援者養成研修	基礎研修1回目	2日間	令和7年7月2日(水)～3日(木)	ユー・アイふくい
		基礎研修2回目	2日間	令和7年11月27日(木)～28日(金)	ユー・アイふくい
		実践研修	2日間	令和7年9月3日(水)～4日(木)	ユー・アイふくい
		フォローアップ研修	1日間	未定	未定
ピアサポート研修	基礎研修	2日	令和7年7月15日(火)～16日(水)	ユー・アイふくい	
	専門研修	2日	令和7年9月25日(木)～26日(金)	ユー・アイふくい	
	フォローアップ研修	2日	令和7年12月	ユー・アイふくい	
医療的ケア児 に関する研修	支援者養成研修	2日	未定	未定	
	コーディネーター養成研修	講義部分	2日	未定	
		演習部分	2日	未定	
障害支援区分認定 に関する研修	障害支援区分認定調査員研修	1か月程度	令和7年4～5月募集開始	e-learning	
	障害支援区分審査会委員研修	1か月程度	令和7年4～5月募集開始		

(注1)研修日程は、講師・会場の都合により、やむを得ず変更となる場合があります。予めご了承ください。